

消費者団体訴訟制度検討委員会 ヒアリング報告

2004年7月2日

日本弁護士連合会

消費者問題対策委員会

弁護士 野々山宏・同 佐々木幸孝

ヒアリング事項1

これまでの消費者問題に対する対応 の経緯・内容

1985年9月に消費者問題対策委員会を設置
消費者の安全及び公正を求める権利確立するため
消費者被害の予防・救済, 消費者保護のための
諸課題に関する情報を収集、調査・研究を行い、
さらに諸外国の法制の実態調査を行うなど、消費
者関連法規の制定・改正や諸官庁等への意見・
提言を取りまとめ公表

近年、消費者契約に関して
靈感・靈視商法、ココ山岡事件、和牛預
託商法、ヤミ金融事件などの大規模な
消費者被害事件が多発

これらの原因究明や被害救済対策も重
要な課題として取り組む。

これらの消費者被害に対しては、会員
の弁護士が個別にあるいは弁護団を結
成して被害救済に取り組んでいる。

消費者契約の適正化のための法規の制定・
改正への積極的取り組み
消費者契約法日弁連試案(1999年)を公表
実効的な消費者契約法, 特定商取引法など
の実現のための意見書を公表
消費者団体訴訟制度についても消費者契約
法日弁連試案において提案するとともに, 海
外調査を行ったうえで, 検討を重ね本年3月
に「実効性ある消費者団体訴訟制度の早期
実現を求める意見書」を公表

ヒアリング事項2

消費者団体訴訟制度に対する
基本的な考え方

ヒアリング事項(1)

消費者団体訴訟制度の意義・必要性

- 消費者トラブルの増加
- 個別救済，訴訟提起の困難性
- 消費者の視点による差止め，損害賠償の必要
- 個々の消費者でなく消費者団体にこそ訴権が必要

〔ヒアリング事項(2) 訴権の内容〕

- (1) 不当約款の差止請求
- 消費者団体は、消費者契約における約款において、
 - 消費者契約法8条ないし10条
 - 民法90条
 - 消費者保護に資する法令の規定により無効である不当条項
- の使用差止めその他適当な措置をとることを請求できること。

■ (2) 不当勧誘の差止請求

- 消費者団体は、消費者契約における勧誘において、下記に該当する不当勧誘行為の差止めその他適当な措置をとることを請求できること。
- 消費者契約法4条(不実の告知, 断定的判断の提供, 不利益事実の不告知, 住居等からの不退去, 店舗等からの退去妨害)
- 詐欺, 強迫(民法96条1項, 同条2項)
- 独占禁止法上の顧客誘引に関する不公正な取引方法

- 景品表示法4条に該当する不当広告, 不当表示
- 消費者契約法日弁連試案で提案している不当勧誘行為(消費者を威迫する言動, 消費者の私生活または業務の平穩を害する言動, 消費者の知識や判断力が不足している状況を利用すること)
- 消費者保護に資する法令の規定に違反し, よって消費者の利益を侵害し, または侵害するおそれがある行為
- その他信義誠実の原則に反する不当勧誘行為

■ (3) 損害賠償請求

- 消費者団体による損害賠償請求には、様々な制度設計が考えられる。
- まず、不当な利得をはき出させる制度として、消費者団体が事業者に対して、別に設立した消費者基金に損害賠償金を払わせる制度を制度化すべきである。
- 個別被害者の救済のための、個別消費者からの委任型、クラスアクション型等の損害賠償制度も併せて検討していく必要がある。

ヒアリング事項(3)

消費者団体訴訟制度の担い手 となる消費者団体の要件と判断 方法

■ (1) 適格団体の要件

■ 消費者の権利の実現，利益の擁護あるいは消費者保護を団体の目的として掲げている法人または権利能力なき社団であって，営利活動を目的としていないこと。

■ 消費者の権利の実現，利益の擁護あるいは消費者保護を目的とした活動を実際に行っていること。

■ 社団においては構成する自然人および当該社団の構成員である社団を構成する自然人の総数が100人以上であること。

■ 社団においては，法人格を有することを適格要件としないこと。

■ 団体の適格要件をいたずらに厳格にして，消費者団体訴訟制度の実効性ある活用を阻害しないこと。

(2) 判断方法

- 内閣府その他の行政庁への登録制度を設ける。
- 登録規定に従い登録した消費者団体は、前記要件を満たすものと推定すること。
- 最終的な適格要件充足の判断は裁判所が行う

ヒアリング事項(4)

消費者団体訴訟制度が有効に機能するための方策

■ (1) 訴訟制度における方策

- 不当約款使用地, 不当勧誘行為地等の特別の管轄
- 差止請求等に関する訴えの訴額は算定不能とすること。
- 片面的敗訴者負担制度の導入
- 消費者団体の勝訴判決を消費者が個別救済にあたって援用できる, 判決の援用制度の導入
- 事業者の費用負担によって, 判決を公表する制度を設けること
- 消費者団体の勝訴判決が遵守されない場合には, 遵守しない事業者に刑事罰を科すことを検討すること

■ (2) 訴訟外の方策

- 民事法律扶助・消費者保護条例の訴訟援助の対象とすること

- 消費者団体訴訟を行う消費者団体に補助金を支給すること

- 継続的に消費者団体訴訟遂行に必要な理論面での検討を行い,その成果を消費者団体へ提供するシステムを創設すること

- 各地の消費生活センターの相談業務を拡充,及び登録消費者団体が国民生活センターに対し,相談・苦情事例の照会ができることとすること

- 消費者団体訴訟の訴えの提起,認諾,和解,判決に関する情報の照会,広報制度の確立

ヒアリング事項(5) 消費者団体訴訟制度の導入に あたって

1 消費者団体への援助

- 消費者団体訴訟制度は新しい制度であり、これまで消費者団体は自ら原告になって訴訟してきた経験に乏しい。同制度が軌道に乗るまで援助が必要である。

2 消費者への周知・広報

- 全く新しい制度であるため、国民に浸透させていく必要がある。周知のための積極的な広報が必要である。

3 濫訴のおそれについて

- 日弁連が提案している差止請求、損害賠償請求はいずれも消費者団体に直接経済的利益をもたらす制度設計でなく、むしろ資金と労力が消費者団体に必要となる。

また登録制度の活用により濫訴の懸念はないと考えられる。すでに制度を導入している諸外国でも現在濫訴の指摘はない。

最後に

消費者基本法の理念から

- 消費者基本法の改正によって消費者の権利の尊重が基本理念とされ(2条)、国が消費者団体の活動(8条)を促進するよう必要な施策を講ずることが新たに定められている(26条)。消費者団体訴訟制度の創設はその第一歩となる重要な法制度である。

昨今の企業不祥事に鑑みると

- 我が国において、市場を健全なものとする施策の構築が急務。

公正な取引の確保のためには消費者の視点での監視が不可欠

2005年度中の早急な立法が必要

- これらからすれば、実効性ある消費者団体訴訟制度の2005年度中の立法が必要。